2025 年度 ソーシャリー・エンゲイジド・アート支援助成 応 募 要 領

一般財団法人 川村文化芸術振興財団

1. 助成の趣旨

「ソーシャリー・エンゲイジド・アート支援助成」は、コミュニティや社会にコミットし、地域社会や住民とともに制作や活動を実施し、より良い社会モデルの提示や構築を目指す日本国内で実施されるソーシャリー・エンゲイジド・アートプロジェクトに対して助成します。これにより芸術文化と社会との関係性をさらに深化させ、日本における文化の発展向上に寄与することを目的とします。

*ソーシャリー・エンゲイジド・アートとは

ソーシャリー・エンゲイジド・アート (SEA) とは、積極的に社会と関わり、参加・対話のプロセスを通じて、人々の日常から既存の社会制度にいたるまで、何らかの「変革 (change)」をもたらすことを目的としたアート活動を総称するもの。

2. 助成内容

(1) 助成額および採択件数:

100~200万円 1件

30~50万円 2~10件程度

※プロトタイプ(事前ワークショップ、試作、レクチャー、映像等)の実施も対象とします。

(2) 助成期間:2025年4月1日~2026年3月31日

※交付決定額は、申請書記載の計画に対してのものであり、計画内容が変更になった場合は助成金を減額することがあります。

3. 受給対象とする事業 (プロジェクト内容に関するもの)

※下記の要件を満たす事業の申請を受け付けます。

- ・アートとして革新的な手法、表現形態を伴ったプロジェクト
- ・日本で新規に実施されるソーシャリー・エンゲイジド・アートのプロジェクト
- ・アートが社会的変革(ソーシャル・チェンジ)の触媒となるプロジェクト
- ・より良い社会モデルの提示や構築を目指すプロジェクト
- ・アーティストがリーダーシップを担うプロジェクト
- ・コミュニティとの持続的なパートナーシップを重視する、対話に基づくプロジェクト
- ・参加者との協働創作がプロセスの一部に含まれるプロジェクト

4. 受給資格(申請者の立場に関するもの)

※下記の要件を満たす事業の申請を受け付けます。

- ・年齢、国籍不問
- ・芸術活動を行うアーティスト及び団体

■助成の対象とならない事業

- ・展覧会、劇場、展示物の制作を主軸としたプロジェクト
- ・協働創作される成果が地域社会に関わりがないプロジェクト
- ・既に展覧会などによる公表が決定(予定も含む)しているプロジェクト
- ・レジデンス、スタジオにおける制作活動 (3.受給対象とする事業の条件を満たし、成果達成に直接的に関係する場合は可)

5. 応募手続

(1) 応募方法

当財団のホームページ(http://www.kacf.jp)より、応募要領及び申請書をダウンロードし、必要事項を記入し WEB 申請フォームより各種データをアップロードしてください。

※同一年度における当財団への応募は、1申請者及び団体につき1件とします。

※書式変更がなされたもの、郵送、メール、FAX による提出は原則として受領いたしません。 ※パソコンのフリーズ、ネットワーク障害などにより期限までにアップロードが間に合わなかった場合も、公平性を期すため受領いたしません。余裕をもって申請作業を行うようにしてください。

(2) 提出物

以下のデータ(\underline{I} . 申請書、 \underline{II} . 添付資料)をすべてそろえ、期日までに WEB 申請フォームよりアップロードしてください。

申請内容は、申請後に変更のないよう十分に検討の上、具体的に記入してください。

Ⅰ.申請書(指定の様式)

- 1. 助成金交付申請書
- 2. 申請者調書(個人/団体)

Ⅱ.添付資料(書式は任意)

- 3. 費目明細一覧
- 4. 事業概要 (申請書に記載しきれない情報がある場合のみ)
- 5. 参考資料(これまでの活動実績を示す補足資料:映像、音源、チラシ、カタログ、団体パンフレット等)

※映像、音源は5分以内にまとめて提出のこと。

※カタログ等印刷物は該当箇所をスキャナで pdf ファイルに変換し、1 つのデータとして提出のこと。

※各種データは以下の形式にて提出のこと。

映像(mp4 形式)音源(mp3 形式)書類(pdf 形式)上限 1GB までとし、それ以上のファイルは受け取れません。

- 6. 定款またはこれに類する規約、会則(団体のみ)
- 7. 直近事業年度の事業報告及び決算書(団体のみ)

上記データを1つの ZIP ファイルにまとめて提出してください。(6, 7は団体のみ)

(3) お問い合わせ先

〒101-0021 東京都千代田区外神田二丁目 15 番 2 号

一般財団法人 川村文化芸術振興財団 助成事業係

Tel: 03-5295-2120 E-mail: info@kacf.jp

6. 応募期間

受付開始 2024年8月1日(木)

受付締切 2024年10月6日(日) 18時まで(※日本時間)

※申請書受領の確認は受け付けませんのでご注意ください。

7. 選考及び助成の決定

当財団の選考委員会により審査し、理事長が決定いたします。

採否は 2024 年 12 月に各応募者にメールにて通知いたします。申請件数や審査の進捗状況によって、通知・公開の時期が遅れることがありますことを予めご了承ください。

※採否の理由についてはお答えできません。

8. 助成金の交付時期

授賞式は、2025年3月頃に開催を予定しています。

助成金は授賞式後に活動開始の申請を受け交付いたします。

9. 助成対象者の義務等

- ① 実施計画書及び実施報告書、会計報告書の提出
- a. 事業開始にあたり、事前に「実施計画書」の提出
- b. 1年間の助成終了後2ヶ月以内に指定の様式による「実施報告書|及び「会計報告書|を提出
- c. 公開による成果発表の実施
- ② 事業内容変更による事前報告と実施計画書の再提出

原則として申請時の計画と著しく異なる変更は認められませんが、やむを得ない事由によって開催 地や期間の変更等が必要になった場合は、予め当財団に連絡して下さい。変更を必要とする理由書を 添えて、再度「実施計画書」を提出して頂きます。変更の内容によっては助成そのものを停止、あるい は助成金額の修正を行う場合があります。

③ 川村文化芸術振興財団への広報協力 - 助成名義及びロゴマークの表示

採択事業についてチラシ、ポスター、プログラム等の印刷物、ウェブサイト等で告知をする場合は、 川村文化芸術振興財団の助成名義及びロゴマークを表示してください。

メディア取材および広報イベント等、助成対象プロジェクトおよび本支援助成事業に関する広報活動 にご協力ください。

④ 情報提供と報告

事業計画や進行状況、実績等について中間報告をして頂きます。 (公開を伴う場合があります。) なお、中間報告を受けて 2 回目以降の助成支払い額を変更する場合があります。

⑤ 画像提供とアーカイブ動画撮影のお願い プロジェクトに関する画像の提供にご協力ください。

※採択者は、申請者名、事業名、採択事業の概要、交付決定額等の情報を川村文化芸術振興財団ウェブサイトにて公表いたします。

10. 個人情報の取り扱いについて

当財団は、申請者・採択者の個人情報について、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。

11. 注意事項

- ① 当財団は、事業実施に伴うコミュニティへの交渉、リサーチ、紹介、人的サポート等については行いません
- ② ビザ取得のために当財団が受入機関となることはありませんので、受入機関等については申請者の責任おいて行ってください。
- ③ プロジェクトの実施に必要な期間のビザが取得できない場合は、助成金取り消し等の措置を取る場がありますのでご注意下さい。